

ごあいさつ

原子力機構は我が国唯一の総合的原子力研究開発機関であり、その使命は、「原子力科学技術を通じて、人類社会の福祉と繁栄に貢献する」ことです。原子力機構が重点的に取り組む分野は、新しい中長期目標に従い次のようなものです。

- 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故への最優先での対応
- 原子力の安全性向上研究
- 核燃料サイクルの研究開発
- 放射性廃棄物処理・処分技術開発

中でも核燃料サイクルの要となる高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転再開は喫緊の最重要課題であり、原子力規制委員会から早期に保安措置命令の解除が得られるよう、総力を傾注して取り組んでまいります。「もんじゅ」の運転再開に必要な新規制基準対応などの重要課題にも取り組んでまいります。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応については、大きな影響を受けた環境の回復と、廃止措置という国家的課題に対し、科学的及び技術的専門性を最大限活用して幅広く取り組んでまいりました。今後も原子力機構の総力を挙げて取り組んでまいります。

これまでの自己改革を着実に継続する一方、社会から負託された研究開発任務を遅滞させることなく進め、世界最先端の優れた研究開発成果を次々と生み出すことによって、成果の最大化を図り、研究機関としてその責任を、将来に向けて積極的に果たしてまいります。

こうした使命の遂行にあたり、事業者として環境影響にも配慮した業務の推進も忘れてはならないものと認識しております。

2014年度における環境に配慮した活動につきましては、業務遂行に際して役職員一人ひとりが取り組むべき目標の一つとして引き続き「環境基本方針」を定めるとともに、活動を充実させるための努力を行ってまいりました。本環境報告書は、環境配慮促進法¹⁾に基づき、2014年度における原子力機構の業務実績を環境配慮の視点から取りまとめたもので、当機構が、原子力の総合的な研究開発に取り組む中で行っている地球温暖化対策に貢献する研究開発や環境配慮活動への取り組み状況を、地域社会の皆様はもとより、広く国民の皆様にお知らせすることを目的にしています。今後も引き続きこれらの活動をより良いものに行えるように努力してまいりたいと思っています。これらの活動について皆様にご理解いただき、また、忌憚のないご意見などをお寄せいただければ幸いです。



国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

2015年9月

1) 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(2004年6月2日 法律第77号)

2014年度環境基本方針

- 事業運営に当たっては環境への配慮を優先事項と位置付け、環境保全に関する法令、自治体条例等の要求事項を遵守するとともに、安全確保を図りつつ、省エネルギー、省資源及び廃棄物の低減を図り、地球環境の保全に努める。
- 環境保全に関する情報発信を推進し、国民や地域社会との信頼関係を築くように努める。